

労働安全衛生法施行令の一部改正について（平成 18 年）

1 趣旨

「アスベスト問題への当面の対応」（平成 17 年 7 月 29 日 アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）における「アスベスト含有製品について、遅くとも平成 20 年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」との方針等を踏まえ、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」において、専門的見地から検討を行った。その結果を踏まえ、代替等が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等の全面禁止を行うため、労働安全衛生法施行令について所要の改正を行った。

2 改正の内容

(1) 石綿等の製造等の禁止

石綿等の製造等を禁止することとする。ただし、国民の安全上の観点等から、国内の既存の化学工業施設、鉄鋼業施設、非鉄金属製造業施設の設備の接合部分に用いられるガスケット又はパッキンであって、温度、圧力等が一定以上の条件の下で使用するもの等（別紙参照）については、例外的に製造等を認めることとする。（ポジティブリスト化）

(2) 規制の対象範囲の拡大

規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」とすることとする。

3 施行日

平成 18 年 9 月 1 日

製造等禁止が当分の間猶予される製品（ポジティブリスト）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体又は 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0 以下又は pH11.5 以上のもの、溶融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の転炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの